



シリア危機～失われた世代にしないために

武力紛争下における 子どもへの人道支援

勝間 靖

早稲田大学 アジア太平洋研究科

Graduate School of Asia Pacific Studies, Waseda University

UNHCR駐日事務所／ジャパン・プラットフォーム共催シンポジウム
2014年5月17日、国連大学 ウ・タント国際会議場



Photo: © Giles Duley /
Save the Children



武力紛争下の子どもたち

- グラサ・マシエルによる調査報告書
『武力紛争が子どもに与える影響』(1996)
 - 子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表室の新設(1997)
 - 現在、レイラ・ゼルギー特別代表
- マシエル調査から10年後の戦略的レビュー
『変動する世界における子どもと紛争』(2009)
- 10億人の子ども(18歳未満)が武力紛争の影響を受けた国に住む。そのうち3億人は5歳未満児。



武力紛争下の子どもたち

- 武力紛争下におかれた子どもたちは、とくに脆弱な状況。
- 暴力や搾取にさらされやすい。
- 貧困、栄養不良、病気。
- 水と衛生について適正な設備がない。
- 教育機会の欠如。
- トラウマなどに苦しむことが多いが、社会心理的サポートが不十分。





子どもの権利の侵害

- 『子どもの権利条約』(1989)
 - 22条： 難民の子どもの保護・援助
 - 38条： 武力紛争における子どもの保護
 - 世界のほとんどすべての国が締約国
- 『武力紛争への子どもの関与に関する(子どもの権利条約の)選択議定書』(2000)

CRC@25 『子どもの権利条約』 25周年
CONVENTION ON THE RIGHTS OF THE CHILD



人道支援とは

- 国際人道法などの規範に基づく活動
 - ジュネーブ4条約とその追加議定書
- 人道4原則（人道性、公平性、中立性、独立性）
 - 公平性： 国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見による差別を行わず、...最も急を要する困難に直面した人々を優先すること。
 - 中立性： 政治的、人種的、宗教的、思想的な対立において一方の当事者に加担しないこと。
 - 『国際赤十字・赤新月運動およびNGOのための行動規範』（Code of Conduct）



人道支援の調整

- 国連緊急援助調整官 (ERC)
 - 国連全体の政策立案、対応。
 - 現在、ヴァレリー・エイモス調整官。
- 人道問題執行委員会 (ECHA)
 - ERCが議長。人道支援活動を超えた政策調整。
- 人道機関間常任委員会 (IASC)
 - ERCが議長。人道支援を行う国連機関とNGOの調整。
 - クラスタ・アプローチ (保健、教育、保護...)
- 国連人道問題調整室 (OCHA)
 - ECHAとIASCの事務局。フィールドでの調整。



～シリア～ 人道支援の調整

- シリア危機のための地域人道調整官 (RHC)
 - ナイジェル・フィッシャー調整官、2013/07に着任
 - OCHAアンマン事務所を拠点
- RHCの下に人道支援の調整メカニズム
- クラスタラー・アプローチに基づき、共同ニーズ・アセスメントに対応して、人道支援機関は役割分担



国連・政府・NGOによる 共同ニーズ・アセスメント(2014)

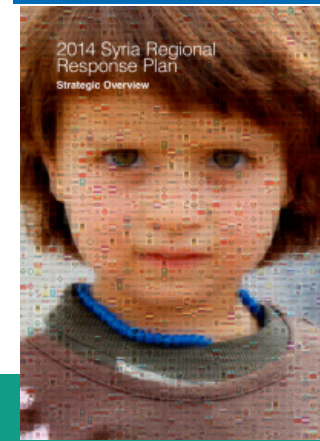
- シリア国内避難民 (IDPs) : 650万人
 - SHARP (Syria Humanitarian Assistance Response Plan)
 - 国連人道問題調整室 (OCHA)
- シリアから流出する難民 : 410万人
 - RRP6 (Syria Regional Response Plan 6)
 - 流出したシリア難民
 - 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)
 - シリアから流出したパレスチナ難民
 - 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)



Syria crisis humanitarian response

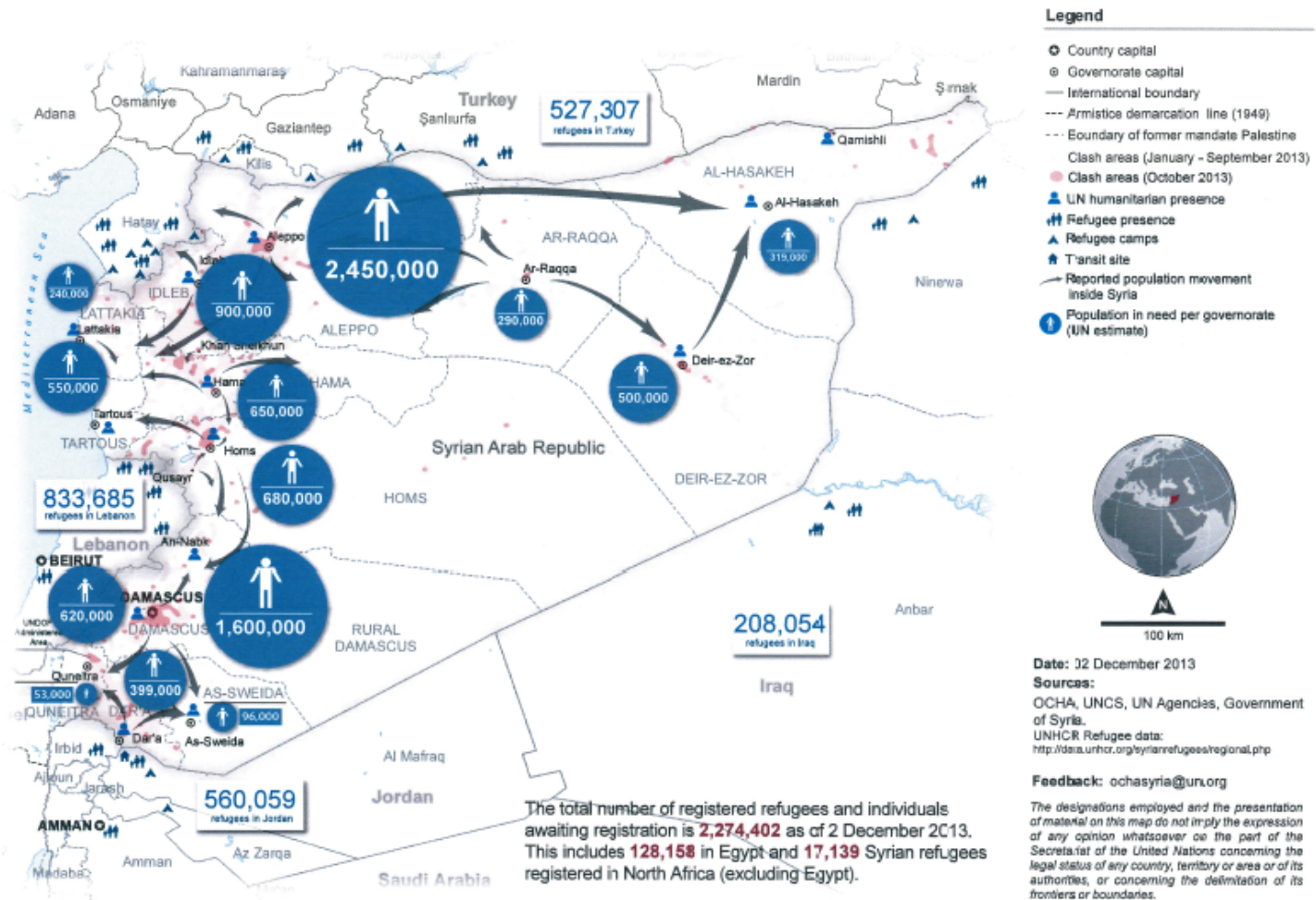
COMMON
PLANNING
FRAMEWORK
2014

Syria Humanitarian Assistance Response Plan - Syria Regional Response Plan



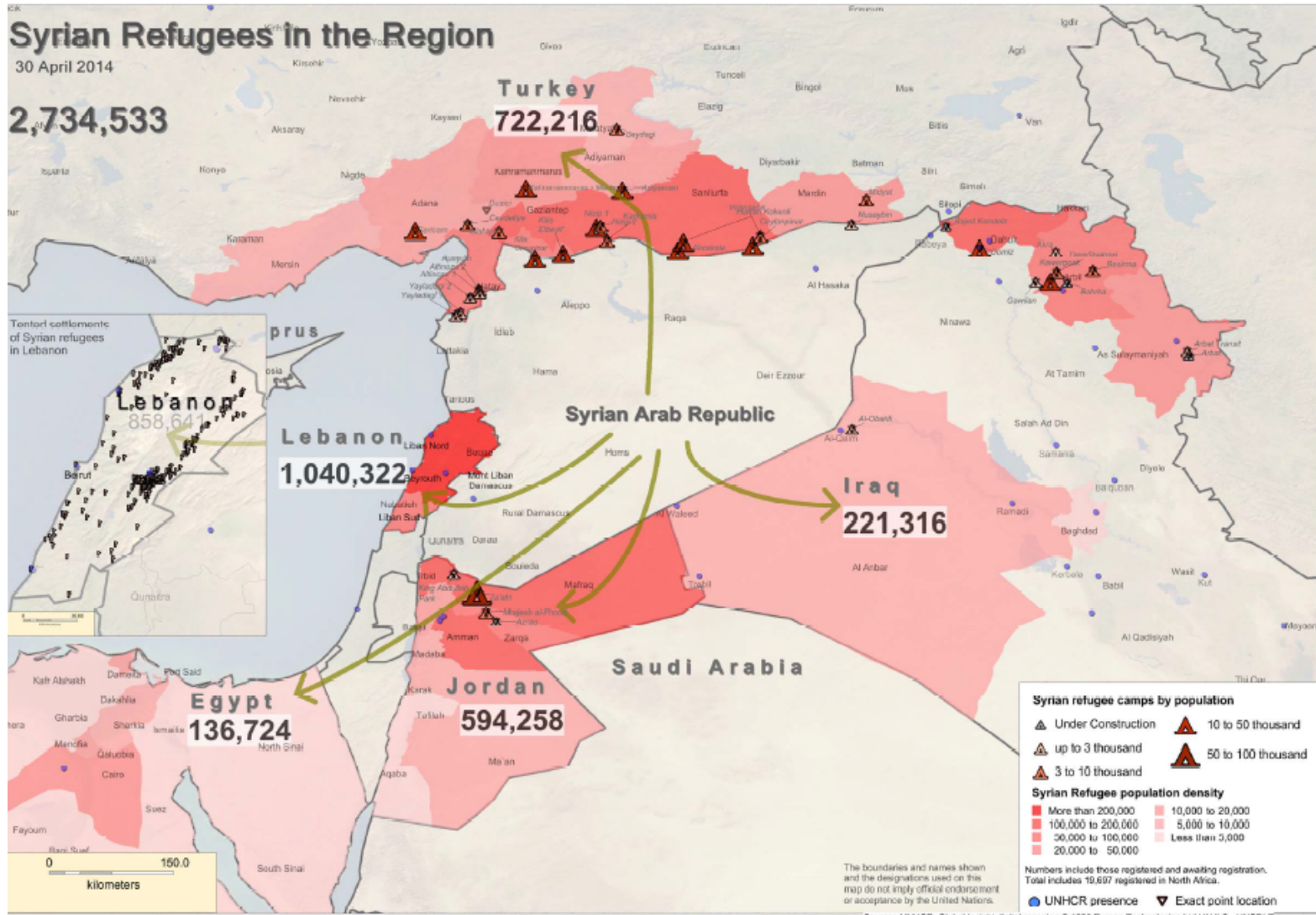
2014 Syria Regional
Response Plan
Strategic Overview

シリア国内避難民



Humanitarian Snapshot, OCHA, 2 December, 2013

周辺国へ逃れたシリア難民



Syrian Refugees in the Region, UNHCR, 30 April, 2014



優先されるべき 人道支援の活動

- 『人道憲章と人道対応に関する最低基準(スフィア)』
- 『教育ミニマムスタンダード』Inter-agency Network for Education in Emergencies (INEE)
- 『人道支援における子どもの保護の最低基準』Child Protection Working Group (CPWG)





子どもたちの教育のために 何をすべきか？

『教育ミニмумスタンダード』(INEE)

- 基本的スタンダード(住民参加、協調、分析)
- アクセスと学習環境
 1. 平等なアクセス
 2. 保護と「しあわせ(well-being)」
 3. 施設とサービス
- 教授と学習(カリキュラム、研修・職業開発と支援、指導と学習プロセス、学習成果のアセスメント)
- 教師と教育関係者(募集と選考、労働条件、支援と指導)
- 教育政策(政策の制定、計画の実行)





子どもの保護のために 何をすべきか？

『人道支援における子どもの保護の最低基準』 (CPWG)

- 6原則 (Do no harm、公正性、権利、強靱...)
- 26スタンダード
 - 質の高い「子どもの保護」対応 (1～6)
 - 「子どもの保護」への対処 (7～14)
 - (7) 危険とけが、(8) 身体的暴力と他の有害な行為、
 - (9) 性的暴力、(10) 心理社会的苦痛と精神的混乱、
 - (11) 軍隊または武力集団に関与した子ども、(12) 児童労働、
 - (13) 保護者がおらず離散した子ども、(14) 子どものための正義
 - 適切な「子どもの保護」戦略 (15～18)
 - 他の人道分野における「子どもの保護」の主流化 (19～26)₃





人道アクセス

安全保障理事会の決議1539(2004年)

• 6つの分野における子どもの権利の侵害について
モニタリングと報告のメカニズムを設置

(1) 殺害または手足切断

(2) 徴兵または武力紛争における利用

(3) 学校または病院に対する攻撃

(4) レイプまたは他の深刻な性暴力

(5) 強制失踪

(6) 人道アクセスの拒否

教育



© Yasushi Katsuma



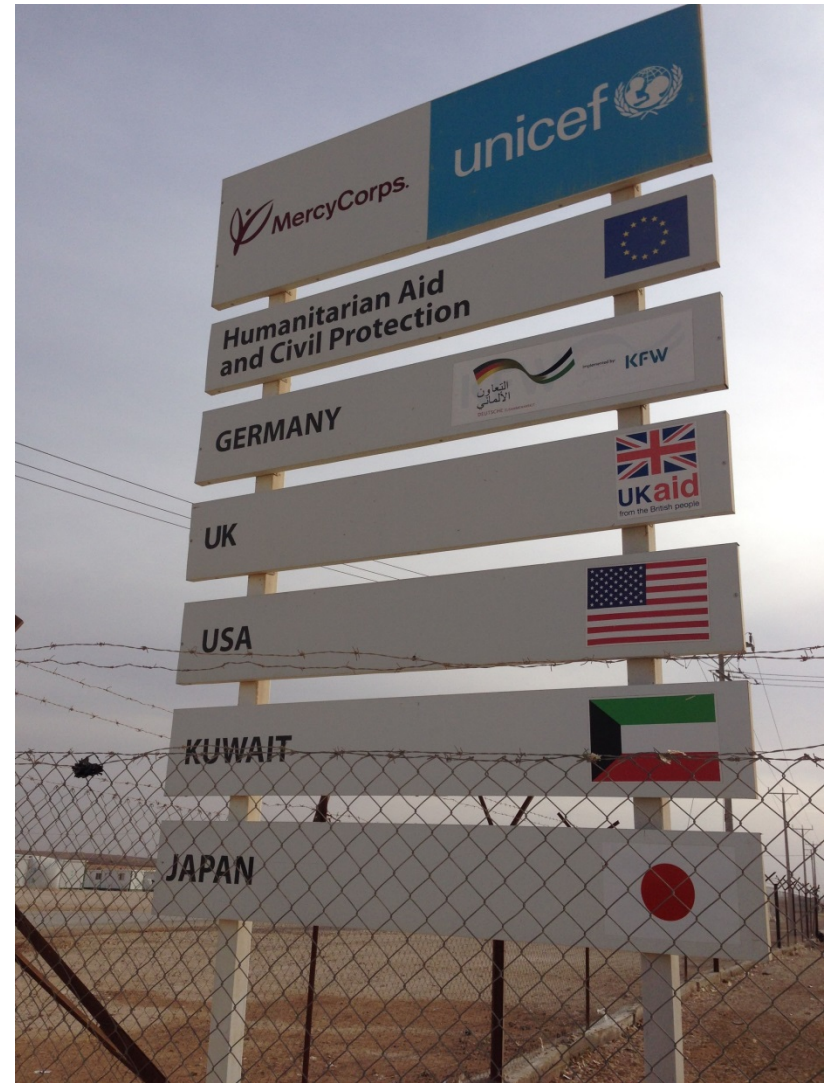
© Yasushi Katsuma



水と衛生



© Yasushi Katsuma



© Yasushi Katsuma

シリアの子どもたちのため、今、 私たちは何をすべきなのでしょうか？



Syria crisis humanitarian response

COMMON PLANNING FRAMEWORK 2014

Syria Humanitarian Assistance Response Plan / Syria Regional Response Plan

